

(2) 土地利用計画の状況

調査区域の「国土利用計画法」（昭和49年6月25日法律第92号、最終改正：令和2年6月10日法律第43号）に基づく地域の指定状況は、表4-2-4及び図4-2-2～図4-2-4に示すとおりです。

調査区域の全域が都市地域に含まれ、ほとんどが市街化調整区域に、北側の一部が市街化区域に指定されています。

農業地域及び農用地区域は、調査区域の南側に広範囲に存在しています。

森林地域は、調査区域の北東側の弓張山地と、遠州灘の海岸沿いに存在しています。

事業実施区域では、農業地域が広く存在し、西端の三河港と東部の二川駅周辺に市街化区域が、二川駅の北側の岩屋公園周辺に森林地域が存在します。

表 4-2-4 地域の指定状況

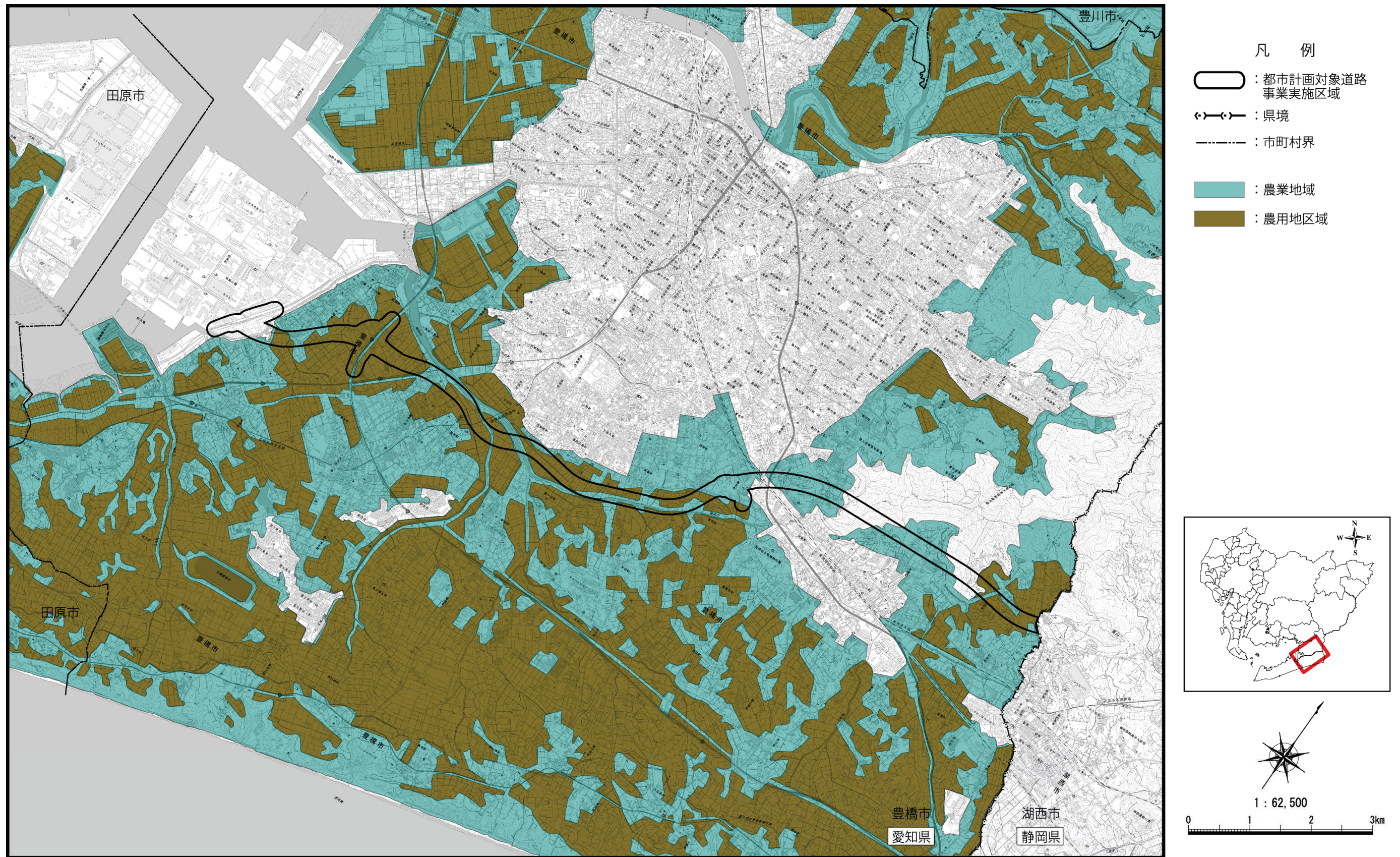
市	都市地域	農業地域・ 農用地区域	森林地域
豊橋市	○	○	○
田原市	○	○	○

注) ○は当該地域があることを示す。

出典：「国土数値情報 都市地域データ（平成23年度版）」（国土交通省国土政策局国土情報課 GISホームページ）

「国土数値情報 農業地域データ（平成27年度版）」（国土交通省国土政策局国土情報課 GISホームページ）

「国土数値情報 森林地域データ（平成27年度版）」（国土交通省国土政策局国土情報課 GISホームページ）



出典：「国土数値情報 農業地域データ（平成27年度版）」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）

図 4-2-3 土地利用計画の状況（農業地域等）